

滋賀県社会福祉審議会
第5回ユニバーサルデザイン推進検討
第1専門分科会概要

- 1 開催日時 令和5年3月16日(木)10時00分~12時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 会議室3、4
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)8名
伊崎葉子、尾上浩二、崎山美智子、谷口郁美、田野節子、藤崎育代、美濃部裕道、山根寿美子
- 4 欠席委員(敬称略)1名
増田圭亮
- 5 事務局
健康福祉政策課:園田課長、田中主幹兼係長、田中主査、畑主任主事、中川主任主事、西村主事
- 6 進行
淡海ユニバーサルデザイン行動指針改定版(素案)について
- 7 概要

(司会)

本日はお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから滋賀県社会福祉審議会第5回ユニバーサルデザイン推進検討第1専門分科会を開催させていただきます。本日司会を務めさせていただきます健康福祉政策課の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして健康福祉政策課長の園田よりご挨拶を申し上げます。

(健康福祉政策課長)

皆さま、おはようございます。

本日は滋賀県社会福祉審議会第5回ユニバーサルデザイン推進検討第1専門分科会を開催させていただきましたところ、なにかと御多用の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本県でのコロナ対応も先週、レベル1に下がりました。また今週からは基本的にはマスクを外してよしとなり、皆様の判断に委ねられることになりました。皆様におかれましては、この3年間、コロナ禍の中でそれぞれのお立場で住みたくなる福祉づくり、まちづくりの推進をはじめとします健康福祉行政に対して御理解と御協力をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

前回は第1専門分科会と第2専門分科会の合同での開催でありましたが、本日は第1専門分科会といたしまして、ユニバーサルデザインの理解促進、「継続的な理解促進」や「人づくり、学びの場づくり」など主にソフト面での検討をしていただくこととなります。これまでの分科会で皆様からいただいた御意見を踏まえまして、今回コラムを入れながら淡海ユニバーサルデザイン行動指針改定版の素案をお示しいたします。こちらにつきまして、意見交換をしていただきたいと思いますと考えております。

昨日、今年度最後の議会も閉会したところでございますが、新しい行動指針が県民の皆様の理解促進につながりますよう、また取組を推進していきますよう、研修の機会やSNSを活用いたしまして普及促進のための予算の方もお認めいただきましたので、県といたしましては、委員の皆様のお力添えをいただきながらユニバーサルデザインの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様には豊富な御経験、深い御見識をもとにした忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

この会議では委員の皆様から事前にお申し出のありましたコミュニケーションについての配慮を踏まえて進めたいと思っております。

会議の進行につきまして2点注意事項がございます。1点目は発言いただく前には挙手をしていただき、マイクがお手元にきてからお名前を名乗った上で、できるだけゆっくり御発言をしていただきたいと思っております。2点目は Zoom で本日御出席いただいております尾上会長におかれましては、発言されるとき以外はミュート設定をお願いいたします。

続きまして会場内の説明ですが、会場前方には尾上会長を映させていただいており、中継をつないでおります。会場には委員の他に支援員の方がいらっしゃいます。本日支援員の方は1名御出席いただいております。会場右後方に記者席、傍聴席を設けております。現在どなたも来ていただいております。

滋賀県の事務局は全員で6名、本日参加しておりまして、課長の園田、その他5名が出席させていただいております。事務局の後方には県庁の関係課の職員に御出席をいただいております。また会場で委員の皆様が発言されるときにマイクをお渡しする職員がおります。

次に会議の公開と会議の成立について、確認いたします。本日の専門分科会は、公開で開催いたしております。そのため傍聴が可能となっております。会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますので、御了承をお願いします。

本日の分科会には委員9名中8名の御出席をいただいております。三星委員におかれましては、第1分科会の委員ではありませんが第2分科会の会長をしていただいていることもありまして、傍聴委員として御参加をいただいております。欠席は1名で増田委員となっております。委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規程第4条第2項の規定に基づき会議が有効に成立していることを御報告させていただきます。次に本日配付している資料の確認をお願いします。

<資料確認>

揃っていますでしょうか。不足がございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。それでは委員の皆様には簡単に自己紹介をしていただきたいと思っております。所属とお名前をまずは会場に御出席の皆様、お願い致します。

<各委員 自己紹介>

(司会)

皆様、よろしくお願ひいたします。それでは議題に移ります。ここからの進行につきましては、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、専門分科会長はその専門分科会の事務を掌理するとありますため、尾上会長にお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(第1専門分科会長)

皆さん今日はよろしくお願ひします。オンライン参加での進行なので座席が見えなかったりというようなことがあったりするかもしれませんが、事務局の方からサポートいただいてしっかり努めてまいりたいと思います。今日はいよいよユニバーサルデザイン行動指針の改定版、素案の議論ということで、今回はコロナでかなり延期となっていたところから再開をし、今回いよいよ取りまとめに向けた議論ということですので、皆さん最後までどうぞよろしくお願ひします。

それでは、まず資料1ユニバーサルデザイン行動指針の改定スケジュールについて事務局の方からの説明をお願ひいたします。

<資料説明>

(第1専門分科会長)

説明ありがとうございました。本日は第5回の専門分科会ということで、このあと第6回の専門分科会で分科会としての意見を集約して、6月の滋賀県社会福祉審議会につないでいくという予定ということです。実質的な議論という意味では今回かなり重要な位置にあるということをお理解いただいたうえでこれからの議論を進めてまいりたいと思います。

このスケジュールについては、皆さん何か御意見や御質問ありますでしょうか。

特段ないようですので続きまして前回分科会、久しぶりの再開だったので、議論があまり盛り上がりがないかなとも思ったのですが、時間が足りないくらい活発な御意見をいただきました。その時のふりかえり資料、参考資料1ということで第4回ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会での主な御意見という資料を作られていますので、事務局からの説明をお願ひいたします。

<資料説明>

(第1専門分科会長)

ご説明ありがとうございました。今回は合同分科会という形で開催をしたわけですがけれども今の前回のふりかえりに関して、質問等ありましたら、挙手をいただいて発言をお願ひできますでしょうか。特にないという感じででしょうか。

それでは次第の2ということで、本日の本題でありますユニバーサルデザイン行動指針の改定版素案について、事務局より資料2素案の本編および資料3参考資料の説明をお願ひします。

<資料説明>

(第1専門分科会長)

はい、説明ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明がありましたが素案についての議論を進めたいと思います。前回の分科会あるいはその後の意見照会で委員の皆さんから意見を出していただいて、事務局の方で調整できたものについて、先ほど説明いただきました。例えば「公共調達は検討する」ということを「推進する」という記述になっていたり、いろいろと調整はいただいているのですが、本日の分科会で委員さんの意見としてまとめて、ぜひ事務局の方でさらに調整をしていただきたいと思います。

ぜひ皆様の思いや御意見等をいただければと思います。どなたからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

(委員)

4点あります。まず1点目は、インクルーシブ教育、ともに学ぶ教育についてなんですが、具体的な数値目標とか、もっと障害のない子どもとある子どもがともに学ぶための数値目標を入れていただきたいです。現案では障害理解のことについては、けっこう書かれているのですが、ともに学ぶ環境とか、具体的な数値目標はないと思うのでそこを入れてはどうかと思う。

2点目、当事者参画の仕組みづくり、事務局の説明でもありましたが、あんまり具体的な記載がないので、例えば、あらゆる会議に複数名の当事者、あらゆる障害当事者を選出するみたいな書きぶりを加えてはどうかと思います。

3点目、防災について、避難所ですね。福祉避難所はよく言われるのですが、一次避難所、福祉避難所の前の避難所、自治体の避難所のバリアフリー化とか、合理的配慮、インクルーシブ避難ともいわれますが、そういう項目があってもいいかなと思います。

最後4点目、バリアフリー住宅について、公営住宅はけっこう目標が書いてあるのですが、民間住宅は記載がない。既存の住宅についてはしかたないと思うのですが、せめて新築の住宅についてはバリアフリーをするという記載が、目指す方向としてあるといいなと思いました。以上です。

(第1専門分科会長)

はい、ありがとうございます。少し音が反響して、全て聞き取れなかったので、もしちゃんと聞き取れてなくて漏れがあれば再度の発言をお願いします。

特に3点ということで、インクルーシブ教育に関して、ともに学ぶ環境ということが書かれているがさらに具体的な記載ということで記述をより充実させるべきだということが1点。その次の防災というふうに言われましたでしょうか。避難所等のバリアフリーのことをおっしゃっておられたのかなと思って聞いておったんですが聞き間違いであれば訂正をお願いいたします。そして3点目が、バリアフリー住宅に関して公営住宅だけではなくて、民間住宅その中でも少なくとも新築のものについてはバリアフリー化を進めるという形で、その住宅のバリアフリー化についての記載を充実してほしいということ。以上3点とお聞きしたつもりですが、補足いただければと思います。

(委員)

2点目が抜けていたのでもう一度言います。当事者参画、仕組みづくりということで具体的な当事者参画の仕組み、例えばあらゆる障害分野の委員を複数名配置すべきとかそういう具体的な目標設定をされてはどうかということが2点目です。

(第1専門分科会長)

はい、失礼いたしました。当事者参画の具体的な仕組みという記載を充実させるべきであるという御意見です。

今日は委員間での議論ということも大事ですので、先ほど委員からいただいた意見についても結構ですし、事務局から素案の説明があったわけですが、さらにその点はどうかということ、今日の素案に対する意見、他の委員からも含めて御意見いただければと思います。その上で事務局からまた委員からの意見に対しての対応ということをお聞きしたいと思います。どうもありがとうございました。

(委員)

資料3の方の「3. ひとづくり、学びの場づくり」の4番目のところで先ほどの事務局の方からも声掛けがあったと思うんですけども、知的障害や発達障害などの外見からわかりにくい障害特性についての理解を深めるための疑似体験学習の支援っていうところ、とてもありがたい項目だなと思っていました。体験ってというのは怖い思いをするというよりは、特性を理解するってところで一つ御紹介したかったのが、近江八幡市で「花 bee」さんっていう活動されているグループがあります。そこでは、簡単に言いますと手袋をはめて折り紙をすとか、紙をめくるとか、そういう活動や体験を通して手先の不器用な子どもさんの教育について一緒にその特性を学ぶというようなやり方をされています。これはとても特性を説明しづらくて、1人1人多様性があるんですけども、不器用さとかをどんくさいなって言いがちになるんです。そういうことではなく、こういう気持ちになるんだとか、それを疑似体験を通して学ぶ活動をされているんです。小学校とか教職員の方にも回っておられる活動をされています。そういうところもいいロールモデルなのかなと思ったので御紹介させていただきたいと思いました。

(第1専門分科会長)

どうもありがとうございました。資料3、「ひとづくり、学びの場づくり」のところで御紹介をいただきました。この点についてもまた後で事務局の方から御回答いただきたいと思います。

特にこの参考資料の方ではいろいろと事例紹介がされていますが、この参考資料の取り扱いというようなことも含めてちょっと私自身も自分の中で確認ができていませんので、この参考資料の取り扱い、この中での記述をどう追加をしていくのかということについても後で説明いただければと思います。

(委員)

先ほどの4点のお話をお聞きして、本当にそうだなと思ったことが一つです。特にわたしたち、県社協が関わっている中で防災のこと、一次避難所のことをおっしゃったことについては、福祉避難所の制度ができてだいぶ経ちます。地域防災計画の中にも具体的な福祉避難所の利用の仕方とか、どのように必要な方をそちらに誘導するかということは書かれてはあると思いますが、何かぐるっと一周回って考えてみると、そこに暮らしている方が一番みんなと一緒に、支援者の方も含めて行きやすく、まず行く場所ってというのは一次避難所にやっぱりなってくると思います。そう思うとやはり一次避難所での設備面でのユニバーサルデザイン化、インクルーシブ避難所とおっしゃいましたけど、その発想・その視点というか、言葉遣いも含めてとても良いなと思いました。避難所の中での情報提供のユニバーサル化ってというのはもちろん大事なことですけれども、その前に避難所というものの自体をもう一度この時点で考えてみるっていうのは私も必要だなと思いました。

もう1点違う話で、細かな話ですが、資料2の3ページ目、「ユニバーサルデザインとは」の12行目に「現実的には、「すべての人」に合わせることは難しいかもしれません。」とあるのですが、何かこれは全ての人に合わせるということではなくて、全ての人これで良しと思える状況を作ることは難しいとっていて、上手な代わりの案までは出ませんけれども、そんなニュアンスでここは書き換えられたらなと思いました。以上です。

(第1専門分科会長)

どうもありがとうございました。先ほどの意見に対してさらに追加といいますか、関連意見ということで特にインクルーシブ避難所というのが熊本地震の時に、大学で運営をされていたり、ある町で運用されたりということで大きく全国的にも注目されているところであります。そういったことなど、地震や災害死はあってほしくないわけですが、この間、続く中でいろんな人たちの知恵や工夫、努力の中でインクルーシブ避難所という取組をされているようなことも含めて反映をされればということ。あと冒頭のところの12行目ですね。この部分は具体的な修文みたいなことも含めて今提案をいただきました。

(委員)

資料3の「だれもが取り組むユニバーサルデザイン」のところ項目入れていただいてありがとうございます。認知症の人も住みやすい社会にしてほしいという思いで入れていただきました。それから、⑤のヘルプカードというのは多分、滋賀県ではまだ普及されていないんですけども、国の方では以前に発行されていると記憶があるんです。ヘルプカードっていうのはなかなか認知症になってしまったら出かけられない、できないこともあって、ヘルプカードがあったら自分ができないところを書いて、この部分を私に助けてくださいっていうようなカードなんです。そういうものは普及できたら認知症の人でも外出できるし、家族の方も心配なくカードがあれば出かけられる。本人が出かけてもちょっと安心していただけるんじゃないかと思うのでヘルプカードがあればいいなと思います。

それで、家族の会では介護中マークっていうのがあるんです。介護者が例えば、本人を連れて、奥さんと一緒にトイレに行くときに一緒に入って行けないっていうところで介護中マークをつけてい

れば認知症の人なんだなど、周知することなんですけれども、そういう介護中マークを貸し出しをしてくるんです。皆さんが認知症の介護中なんだなって、認識されれば、皆さんに分かっていただければいいかなと思うので、介護中マークはあるんですけどもなかなか貸し出しして返ってくる、いらなくなったら返してくださいねって言うことは言っているんです。それって結構、犯罪とかに使われると困るのもあって、そういうこともしているんですけども、そういうマークは全体的に普及されればいいかなって思っています。よろしくお願いします。

(第1 専門分科会長)

はい、どうもありがとうございました。特にこの障害の社会モデルということも関係をしてくるんですけども、いわゆる、ぱっと見て、見かけ上分からない、見えない障害と言われたりするんですけども、この見かけ上分からない障害であったり何らかの支援が必要とされる方が、ちゃんとその社会の中でその存在が認められていく、そのための取組の充実ということの大切さってということでの提案だったかなと思いました。

それでは、ちょっとここで一旦まずは事務局の方に説明をいただいて、またその後、引き続き委員からの意見集約ということを進めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

はい。たくさんのお意見ありがとうございます。まずインクルーシブ教育について、インクルーシブ教育に限らずなんですけど目標の設定につきまして、素案の5ページを基本的な考え方のところを御覧いただきたいんですけども、これまでも説明をさせていただいたんですが、指針の位置づけ・性格のところですけども、現行指針も今回見直そうとしておりますこの指針もいわゆる行動計画ではなくて、誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するための施策の方向性を示すもの、方向性を示す指針ということで、その性格といたしましても県の事業実施の基本的な考え方や方向性を示した総合的な取組方針であるとともに、市町、県民、事業者においては県と連携して、ユニバーサルデザインを進めるためのガイドラインとしております。

いわゆる計画ではないので具体的な取組例として参考資料には書かしてもらっていますけれども、具体的な施策の記載であったり、目標の設定はしておりません。現在、県では各所属にユニバーサルデザイン推進員を設置して、取組を推進しておりますとともに各施設の目標だったりいろんな整備目標、進捗管理、これにつきましては、必要な部分については、それぞれ各事業の実施部署で行われているところがございますので、この指針で目標値を設定することは考えてはおりません。

次に当事者参画ですけども、もちろん重要だということがこの指針の改定を通じて庁内各課にももちろん周知をしておりますが、この部分についても会議に何人出席であるとか、そういった目標までを徹底しようということは考えてはおりません。

公営住宅のバリアフリー化は進んでいるけれども民間住宅はなかなか進んでないんじゃないかということで、現在、県の条例では一定規模以上の 50 戸以上、2,000 平米以上の建物について

は基準を設けているところなんですけれども、小規模なものについては基準がないものですから何か言っていくということはなかなか難しいんですけれども、先ほど御紹介させていただきました建築関係部門、公共交通関係部門が参画していただいています「福祉のまちづくり推進会議」などそういった場で指針の内容であったり、委員さんからこういう意見も出ているということで新たに建物を建築される場合にはそういったことにも配慮いただきたいといったことは言っていけるかなと思っておりますので、そういった取組はしていきたいと考えております。

参考資料の取り扱いにつきましては、具体的な取組例という形で書かせてもらっております。これは先ほど申し上げました計画とは違いますので具体的に施策を書いて目標を設定してというものではございませんが、実際どんな取組をしていくかという取組例を書かせていただくことで県庁は方向性を示してこんな取組をしているんだなど。市町からこういう取組が求められているんだ、県民からしてこういう取組が求められているんだという、あくまでも例を列挙させてもらってここに書いています。もちろん全てではないと思っていますし、そういった形で記載をしているものでございます。

(第1専門分科会長)

他の委員から出ている意見に対してもいかがでしょうか。例えばインクルーシブ避難所であったり、あるいは認知症の方をはじめ最近の言葉で言うと見かけ上分からない障害の方々への取組がさらに進んでいくような形でというような御発言であったり、あと最初のところ書きぶりのところについてもちょっとご意見があったと思います。

(事務局)

私の方から補足で説明をさせていただきたいと思っております。それぞれの委員から、お立場の中で貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。今事務局の方から説明させていただいた以外の部分ですが、避難所での合理的配慮であったりとか、バリアフリー化につきましては非常に有意義な意見だと思っております。現在のところでは、4の「わかりやすい情報の提供」でのみしか記載しておりませんので、ここはある意味「だれもが暮らしやすいまちづくり」等にも記載する必要があるのかなと考えておりますので、どういった形で記載するのがいいのか、委員にも御助言をいただきながら、このところは追記の方をしていきたいと考えております。

御意見いただきました、まさにヘルプカードであったりとか、持って示す側だけではなく、それを示された側がそれについて理解がなければ進まないと思っておりますので、まさしく事業者であったりとか、県民の方に求められる理解促進の部分かなと思っております。県で開催するイベントでの配布だけではなく、市町や事業者の方にも協力を得ながらこういったものがどのように配布できるのかどうしたら周知が行き届くのか、そういったことも具体的な取組の中でまた考えていきたいと思っております。

最初の3ページの部分、私もすごく違和感がありましたが、現指針の中で実際同じような記載がございましたので、現状そのまま記載させていただいているという状況でございます。合わせることは難しく、合わせるものがあるのかどうかではないのかなと思っておりますので、ここは皆様から御意見をいただいて修正の方を加えたいと思っております。この後会長、ぜひ皆様の良い御意見を賜れま

すよう、よろしく願いいたします。

(第1専門分科会長)

はい、どうもありがとうございました。今、事務局の方から御説明をいただきましたけどさらに追加での意見等を含めていただければと思うんですけども、自分自身の整理のためなんですけれどもも質問いくつか確認をさせていただきたいです。例えばそのインクルーシブ教育についてということ、その教育部分の具体的な施策ということについてはこの指針の取り扱い範囲外ということの整理なんですけど、一方で、この参考資料の方は、例えばこういういい教育の実践があるとか教育だけではないですけども、いわゆる施策や取組みたいな、この指針に書ききれない部分みたいなのをさらに具体的にイメージしていく、さらに先進的といいますか、そういったものをこちらの参考資料の方で整理・紹介をしていくというすみ分けとかイメージでいいんでしょうか。みんなで議論をしていただくためにもその辺のこの二つの文書の相関関係みたいなのをもう一度ちょっと確認をさせていただければと思います。

(委員)

尾上会長が先進的な何か事例というところではインクルーシブ教育の部分で、滋賀県が全国的には本当に初めてと言われるような副籍制度というのを去年6月から実施を教育委員会の方でされていると聞いています。その副籍制度は養護学校と地域の学校、行き来ができるようにという意味合いで副籍とお聞きしているんですけども、身体の方とか他の聾・盲の方は既にされていると聞いています。

ただ、この副籍制度では、私が知るところでは11月現在で、まだ知的の方はされていないと聞いています。こういう地域と特別支援学校との行き来ができるということでも、このインクルーシブ教育の新しい試みではないかなと思います。ついでで申し訳ないんですけども、当事者参画について、知的障害の方が「私達のことを私達抜きで決めないで」とよく言われます。そういう知的の団体でも何かしたいという、隣に座ってらっしゃる藤崎さんがよく私達に御意見をいただいたりはしています。これからの参画というところでは、こういう知的障害の団体も理事会とかそういう運営に本人さん参加・参画していただけるように、やはり会自体がこの当事者さんたちの思いを発表する場を設けていかなければならないと思っておりますので、そこのところまたちょっとさせていただきたいと思います。

先ほどおっしゃってました疑似体験についてですけど、来年度、令和5年度、滋賀県の方から、これも全国で初めてのことなんですけども、疑似体験の学習についての県から育成会へ委託を受けまして予算をいただきまして、この疑似体験を広めていくというふうに事業化しております。そういうのでただ単にこの「ひとつづくり、学びの場づくり」というところ、ただ単に支援してるっていうのではなく、滋賀県として本当に向き合ってくださいますので、そここのところ、この体験学習を支援と、ここで止まるのではなく、やはり実際に委託して広めようという、そういう県の姿勢をここで言うだけになって思います。

(第1専門分科会長)

はい、どうもありがとうございました。滋賀県での先進的な取組ということで副籍のお話ともう一つは知的障害やそういった分野でも当事者自身の参画の重要性ということについて御紹介をいただきました。特に当事者参画の部分、先ほど意見があったんですけども、資料2の方でいうと17ページのところで「当事者参画の仕組みづくり」ということで、現状と課題、それと目指す方向というぐらいの書きぶりですね。今後の方向ということを確認しますと、ユニバーサルデザインを進めるために様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みを活用し、常に改良を続けていくという取組に努めますということなんですが、この部分、やっぱりちょっと記述が薄いかなと思ったりするんですね。ちょっとこの部分、その当事者参画の仕組みということで、特に理念としては権利条約の「私達抜きに私達のことを決めないで」というようなことも書かれたりしているんですが、それに対して具体的な仕組みづくりのところ、あるいは先ほどのもう一つの方の参考資料の方でいろんなそういった当事者参画の事例みたいなものですね、そういったものを紹介するとかを含めてもう少し何か工夫のしようがないかなと思います。皆さんの意見を聞いて感じたところでございます。

(委員)

今の話で思ったことなんですけど、私自身は普通の人と会話をしたり、何かをしたりはよくできるんですけども、私自身も障害者の人と一緒に何かをするっていうのは学校の中のお友達と同級生、あと先生とか、あと卒業生の人たちと何かをするというのは行事のときにするぐらいしか、私の中では経験がないんですけども、でも私の学生時代は体育の授業と家庭科の授業だけは普通学級の人と一緒に勉強したりとか、してやってたんですけど、私の経験上、みんなと一緒にするのはすごくいいことなんですけども、最初のうちはすごく差別みたいな感じで受け取って、みんなはどう思っているのか分からないんですけど、私自身がちょっと自分の中で特別扱いみたいな感じで、中学校のときはすごく、なんかみんなの中で一緒にするのがちょっと気になってたんですけども、でも社会に出てから私はこういうふうには今とはちょっと違うんですけど一緒にできるというのがすごくよかったなと思ってるので、やっぱり社会に出てやっぱり普通の人と私達みたいな障害を持った人とは一緒に勉強して一緒に卒業するっていうのはすごく大事だということを考えています。はい以上です。

(第1専門分科会長)

御自身の体験を踏まえての御発言、どうもありがとうございました。

(委員)

私達は見た目が普通のように見える難病患者の団体です。ほとんどの者がヘルプマークをつけています。このヘルプマークについてなんですけれども、私はまだまだ認知がされていないのかなと思います。先日も椎名林檎さんが自分たちのグッズにヘルプマークによく似たものを作られました。そのことがすごく新聞誌上などにもぎわせたと思います。このようにヘルプマークを製作する過程において、誰かが知っていたら、止めたであろうと思います。例えば、製作をする会社の人であったり、

素材を作る人なんかだったり知っていたらそんなことにはならなかったと思うんですけども、まだまだ認知されていない証拠かなと思います。

ここにもイベントにおける啓発、講演会、研修会等における認知・周知の配布、窓口の設置等と書かれていますが、このイベントという中に、例えば有名人の音楽イベントであったり、そういうところで、このヘルプマークの紹介がされるようなことがあると普及されていくのかなと思います。また先ほど介護中マークという御紹介がありましたが、世の中にはいろいろなことを知らしめるマークがあると思います。例えば、赤ちゃんが乗っていますとか、妊娠中の方が付けられるマークとか、私自身もエスカレーターの、関東はこちら側、関西はこちら側、どちら側というような、決まっていないのか分からないですけども、そういう1列に並んで片方を歩いて空けておくというような習慣がある中で、東京の理学療法士会の方が、訳があってこちら側に立っていますというマークを作っていました。世の中にはいろんなマークがあると思います。このマークも皆さんに知っていただけるようになっていったらいいかなと思います。以上です。

(第1専門分科会長)

どうもありがとうございました。先ほどの御指摘があったそのヘルプマーク・ヘルプカードについて本当にいろんな人たちにちゃんと御理解をしていただくということを、そのための取組ということの重要性ということで、御発言いただきました。

(第2専門分科会長)

はい、若干お時間があるようでございますので、私の意見です。皆さんの意見をお伺いしておりますと強く感じましたのはやはり当事者参画の記述は強化したいですね。他の方がおっしゃらない言い方では、「当事者参画」という言葉自体もっと広めたいです。私、この言葉が出てくる場所をもうちょっと増やしたいなど、あるいは内容もです。ここで文言を議論すると時間がかかりますので、まず意見一つですね。

二つ目はやはり今の防災に関して、これは課長おっしゃった通りでぜひとも強化したいですね。それで本県に限らず日本中一番ポイントになっているところなんです、一次避難所ですね、最初に駆け込む小学校、中学校、ここのUD化っていうのは方向性として見えるような形、先ほど事務局も申し上げますようにこの行動指針というのは、細かいことをディティールで基準として決めたり、目標を作ったりすることではなくて、考え方をしっかり示していくわけですから、防災のところでもその辺の考え方、逆に非常によく分かるように、一番生活に根ざして駆け込む場所、ここをUD化していくということですね。これをしっかり書き込みたいところですね。なお学校に関しては御存知の方も多いんですが、昨年からバリアフリー法の中の日常生活の重点的な施設として学校が入りました。その趣旨はまさに今、御指摘のありました、多様な方々の多様な防災避難の場ということなんです。ちょっと私の意見で申しておきますと、熊本や東北いろいろ回った立場から一番やっぱり感じるのは、視覚障害者の方、車いすの方も今の一次避難所入れません、無理です。しかし、「無理です」、と寒空に放り出されて、本当にとんでもないようなことになってしまいますので「無理です」、ではすまないですね。そこを何とか先ほどからも話ありましたように、熊本学園の取組は現場も私行きましたけど、非常に

細かい、知恵を皆さん自身で話し合っ、つまり、県とか市がこんなことを示したからそれに従ってやったんじゃない、話し合っ、しっかりと住民さん自身があるいはその中でリーダーを決めて、そのリーダーがバリアフリーをしっかりと理解してたことがよく分かって、これは普及しないといけないと思いましたがね。そういう細かいことを書く必要はありませんけれども、そういう方向に向かうような文言を強化したいですね。

それから、ヘルプマーク・ヘルプカードの話もお伺いしまして、多分見えない方々への配慮っていうのはアップデートが現在の大事な課題だと思います。だからそれが一番大事な課題だと思いつながらもう一回全体を見てみるとなんとなくもう書きぶりとして、ちょっと弱いような気がして強化したいですね。ヘルプカードについては、委員とよく話し合っ、県としてヘルプカードというものをどうしていくかについては、ちょっと今回の中であまり具体では書けないとは思いますが、しっかりと立場がはっきりしたら場合によっては言葉があつたっていいのかもしれないですけどそこはちょっとよく分かりません。

それから6ページの疑似体験のところですね。これは多分、出された委員さんの問題提起を私なりに推測しますと、疑似体験学習を支援だけだと、こんなにひどい恐ろしいことを世界に皆さんいらつやるのか。そういう恐ろしい体験で止まってしまうので、これはまずいつて多分そういう御意見でしたよね。これも私、教育現場でもう本当にしょつちゅう経験するんですが、本当に目の見えない人は気の毒だとなる。気の毒だはないとしてもこんな暗い中で暮らしていらつやるというところ止まってしまったらまずいつていう意見はよく分かって、大事なのは逆の面もあるんですね。目の見えない方にとって、目の見えるわたくしというのは非常に嗅覚も弱いし、触覚も弱いし、視覚障害あつたらすぐそういうことを思っ、おられる方すごく多いんですよ。ですからこの人は気の毒で、恐ろしいまっ暗闇のところにいるんじゃない、十分に自分たちは触覚でそれをカバーするどころか、目の見えた人に、何が言いたいかいつていうと気の毒な人で真っ暗な人は同情しなきゃいけないみたいところで止まらないようにいつていうことなんですね。そこから結論から考えているんですけど、ちょっと文章を一声書き足したいですね。例えば疑似体験学習を支援し、人々の多様性の理解を促進するとかですね、何かひとセンテンス入れませんか。ちょっと気が付いたところはそんなところですかね。

バリアフリー住宅もこれも条例事項です。ちゃんと読み返さないといけないと思つたんですが暮らしのところです。この中で本当に住宅は大事なんで、現在の住宅というのは1980年代型、もう非常に古いもつと増えて、公営住宅にいつては昭和30年、40年型が大量に残つてるわけですね。そこらの細かいことは条例の方で出すとしても公営住宅だけじゃなくて民間の話ですか。もう十分なUD化は配慮されてるかいつていうと、なかなかつまずきをなくすための段差解消は全部あるんですけどね、総合的に見ればまだこれからなんで、何か文書で書く必要があるのかなとかは思いました。以上です。

(第1専門分科会長)

はい、コメントどうもありがとうございます。他は委員の方でまだ発言されてないあるいはもう一度発言をしたい方はおられますでしょうか。

(委員)

はい。インクルーシブ教育について、ひとこと言いたいです。もちろん僕も聴覚障害の当事者のように文化っていう部分で、分けて特別支援教育をする必要があるっていう松本さんの意見も分かるんです。ただ、そのうえで、令和2年の議論では、3本柱、社会モデル、当事者参画、でインクルーシブっていう3本柱が、この委員会で確認されていたはずなんです。で、この素案を読み込んだ時に社会モデルと当事者参画については大きな柱がある、と思ったんです。ただ、3本目、インクルーシブっていう柱について、どうしても弱い。「人づくり、学びの場づくり」っていう文言に置き換えられているんです。それで、ユニバーサルデザインの意識醸成をする重要性は分かるんです。ただ、ともに学ぶという論点、18 ページの目指す方向の③で「共に学ぶ環境づくり」っていうキーワードはあるんです。ただ、そこだけなんです、逆に言えば、もうちょっとインクルーシブっていう、カタカナを使うかは別にしては障害のある子もない子も学ぶという前提、具体的な取組とか考え方を示してほしい。これではちょっと他の項目からはともに学ぶ、ともに働くっていう前提が感じられないと思ったので意見しました。以上です。

(第1専門分科会長)

ありがとうございます。特に第1分科会の方で議論してきたものっていうのは3本柱という社会モデル、当事者参画、インクルーシブ教育というようなことがあったけども、そのうちの特にインクルーシブ教育の部分の書きぶりが弱いということでの御意見だったかと思います。

後半いろんな委員から御意見いただいたことも含めまして改めてちょっと事務局の方から御回答いただきますでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。当事者参画の部分で仕組みづくりということで書かせていただいていますのが、現在、ある仕組みを活用して常に改良を続けていくという取組を進めますという部分しか記載をしておりますのでこの部分につきましては、何かしら当事者参画がもっと進むような、会議への参画ですとかそういったことが大切であるといったようなことを進めていくといったようなことをちょっと追記をさせていただきたいなと考えたところでございます。また記載については御相談をさせていただきたいと思っています。

たくさん御意見をいただいているんですけど、防災のところですね。一次避難所のバリアフリー化、UD化というところなんですけれども、学校が指定されているのかなと思うんですけども、学校のバリアフリー化となるとやはり地域的にはもちろん市町が取り組むところとなっていて、県からどうこうっていうのはなかなか難しいのではないかなと思ってるところなんですけど、実際一昨年に、対策が改正されまして、直接、福祉避難所に避難するように対象者を決めて、合わせて個別避難計画をそれぞれに策定して、だれだれさんはどこの福祉避難所に行ってくださいっていう形で進めているところですので、そういった取組をさせてもらっているということと、あとは避難所のチェックリストですねこちらを作成しまして、こちらハード面ではないんですけど、運営面についてのチェックはしているということで、今、県ではそういう取組をしているところです。直接的な答えは一次避難所の項目についてのハードの整備を変えていくのはなかなか難しいのではないかなと思っています。何か

また良い御意見があれば頂戴したいと思っております。

あと、疑似体験のところですけれども、確かに御意見いただいた方のこういった思いで言ってくださったんじゃないかというところまで代弁いただき、非常に分かりやすかったです。ありがとうございます。おっしゃってくださっているように、確かに視覚障害の体験をすると真っ暗で同情で終わらないようにということでその部分だけを切り取って書くのではなくて、その人々の多様性の理解を促進しました、疑似体験を通じてそういったことを進めていきますといったことを書かせていただけたらと考えています。

ヘルプマークやヘルプカードにつきましても、いろんな場面で周知していきたいと考えております。

あとインクルーシブ教育につきましては、いろいろな考え方がある中で権利条約が言っていることは非常に大切だと考えております。ただなかなか県の大綱では御存じだとは思いますが、教育システムの構築とされていまして、国連が言っているインクルーシブ教育を推進していくのかですとか分離教育の解消をはっきり目指しながら、といった話は本当に大きな日本の大きな教育のあり方の議論であると考えています。この指針の中で検討しても方向性を示すというのはちょっと難しいのかなと思ってます。ただ言ってくくださっているようにともに学ぶ、ともに働くというそういった考え方はもちろんものすごく重要であると考えていますので、記述がちょっと弱いのではないかという点についてはもう少し書けるものについては盛り込んでいきたいですし、そういったことの理解の促進はもちろん進めていきたいと考えております。以上です。

(第1専門分科会長)

委員の皆さんからは追加意見はございませんでしょうか。それでしたら私今日取りまとめというか進行役なんですけれども、皆さんちょっと御意見を聞いたら、改めて二つの資料を見比べてますと、その対応関係がいまいよく分からないといえますか、もう少し整理をすればいいのになと思ったところが何点かあるんですけど、時間の関係で2点ちょっとコメントさせていただいてよろしいでしょうか。

一つは、当事者参画に関連してなんですけれども、先ほど例えば知的的分野でいうとその知的の当事者参画のこれからますます重要になってくるというお話がありました。会議の持ち方がすごく大事になってくると思うんですね。そのためには、もちろん会場はバリアフリーでなければいけませんし、例えば、視覚障害がある方が参加される場合、点字であったり、テキストを用意する。聴覚障害のある委員がいる場合は、手話通訳や字幕の保障をするというようなことは今までは確認されてきたんですが、さらに、例えば知的や何らかの認知の制限のある方に、例えばファシリテーターという形で支援者をつけるか、あるいは分かりやすい資料を作るということも含めまして会議のユニバーサルデザイン化ということが、これはいろんなところで今議論になっているところなんですけれども、その会議のUD化会議を進めていくときの合理的配慮ということをもう少し書けないかなと思っています。見てみますと、参考資料の方ですね、3 ページ目のところの市町に期待される取組例ということで「会議やイベント等の開催にあたって、様々な人の利用を想定した会場設営、一時保育の実施、手話や多言語通訳の配置、展示や多言語資料の準備といった運営や説明、またパネル展示等による普及啓発」が書かれてるんですが、これはどちらかという広く、イベント的なものをイメージした

ものなのですが、その当事者参画、多様な当事者が参画した会議の運営ということ。会議のUD化ですね、会議のUDかということをもう少し、本編並びに参考資料ともにもう少し書きぶりを充実させる必要があるのではないかなと思いました。特に、なぜかこの会議でUD化は市町の方だけで、県はやらなくてもいいのかみたいな、県の方では書かれてないのはなぜだろうみたいなこととかを思います。もう少しちょっとこら辺、当事者参画と会議のUD化ということの整理が必要ではないかと思えます。

2点目がヘルプマークやあるいは疑似体験に関わってなんですけれども、世界的には隠された障害、ヒドウンディスアビリティって言われたりしますが見えない、見かけ上分からない障害に対して認知症であったり、難病であったり、知的や精神であったりというの、見かけ上分からない障害に関して改めてちょっと見てみますと、本編の方の17ページの目指す方向で、「外見からは分かりにくい障害など困難を抱えている人への理解促進を図ります。」、ここはちゃんと外見からわかりにくい障害があるということで、書かれているんですけども、一方で参考資料の方では、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発っていう、それだけが書かれてて何のためにこれをやってるのかっていう部分が、別々の資料になってることで分かりにくい状態になってるから、こら辺もう少し本編と、参考資料で取り上げてる事例も何か相関関係が分かる、あるいはその参考資料の方でも見かけ上分からない障害の人たちに対するユニバーサルデザインということで広げていくというそういう問題意識みたいなことがあった上でのヘルプマークや認知症サポーターの養成であったりということがわかるような資料の作り方ができないかなと思いました。

ここでもう一度言いますと、当事者参画、会議のUD化ということと、見えない障害に対する取組と具体的なヘルプカードや認知症バリアフリーなんかも関連性みたいなことがわかるような資料の整理が必要ではないかということを感じて感想として述べさせていただきました。

それではですね、長時間にわたりまして、熱心に御議論をいただき、ありがとうございました。それでは司会を事務局にお返しをしますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

はい。本日は委員の皆様から貴重な御意見を賜り誠にありがとうございました。皆様からいただいた御意見の趣旨を踏まえまして指針の改定を進めてまいりたいと考えておりますので今後どうぞよろしくお願いいたします。

なお次回は冒頭申し上げましたが5月から6月にまた日程調整をさせていただいて開催したいと考えております。次回は第4回と同じように第1、第2分科会合同で最後開催したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日のユニバーサルデザイン推進検討専門部会を終了いたします。お忙しい中どうもありがとうございました。

(第1専門分科会長)

ありがとうございました。すいません終わった後で発言して申し訳ないですが、本日皆さんからの意見をですね、加えてさらに例えば参考資料でこういう事例というようなことの紹介みたいなことを

委員さんから追加意見といますか、追加事例紹介も含めて何かある場合は事務局の方にいつぐらいまでにお送りすればいいかみたいな、今後の意見集約と言いますかそちらの御説明をいただければと思うんですけどいかがでしょうか。

(司会)

はい。本日もうちょっとこういうことを言いそびれた、後でそういったことを思いついたとかいろいろございましたら御意見をいただきたいと思います。またこちらから照会させていただきまして、大体年度内ぐらい目処に御回答いただけるような形でまた御案内をさせていただきたいと思いますのでその際はまたよろしくお願ひします。

この後ハードの分科会もございいますので、また議論を継続させていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(了)